

平成 20 年度

山梨市公営企業会計決算審査意見書

山梨市監査委員

梨 監 査 第 8 - 2 号
平成 2 1 年 8 月 2 1 日

山梨市長 中 村 照 人 様

山梨市監査委員 坂 本 勝 明
山梨市監査委員 大 竹 裕 子

平成 2 0 年度山梨市公営企業会計決算の審査意見書について

地方公営企業法第 3 0 条第 2 項の規定により、審査に付された平成 2 0 年度山梨市公営企業会計の審査を行なったので、次のとおり意見書を提出します。

目 次

第1	審査の概要	1
1	審査の対象	1
2	審査の実施日	1
3	審査の手続き	1
第2	審査の結果	1
1	水道事業会計	2
(1)	業務実績	2
(2)	予算執行状況	3
(3)	損益計算書	5
(4)	財政状況	5
2	病院事業会計	6
(1)	業務実績	6
(2)	予算執行状況	6
(3)	損益計算書	7
(4)	財政状況	7
第3	審査意見	8
1	水道事業	8
2	病院事業	8

(注) 本書において、文中及び表中に表示する比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入とした。
従って、合計と内訳の計、差引などが一致しない場合がある。

平成20年度山梨市公営企業会計決算審査意見

第1 審査の概要

1 審査の対象

○決算報告書

平成20年度山梨市水道事業決算報告書

平成20年度山梨市病院事業決算報告書

2 審査の実施日

平成21年7月21日及び22日

3 審査の手続き

決算報告書及び付属書類などが、地方公営企業法及びその他関係法令に基づいて作成されているか否かについて審査し、かつ決算諸表の計数の正確性、また企業の経営成績及び財政状況の適正な表示がなされているかについても審査した。さらに、事業の執行が地方公営企業法で定められた経営の基本原則に沿って運営されているかなどについて審査を行なった。

第2 審査の結果

審査に付された水道事業会計及び病院事業会計の決算書並びに決算付属書類は、関係法令に準拠して作成されており、決算計数はいずれも関係諸帳簿と照合した結果、誤りのないものと認められた。また、財政状況及び経営成績についても、適正に表示しているものと認められた。

1 水道事業会計

(1) 業務実績

業務実績年度比較表

区 分	単位	平成20年度	平成19年度	比較増減	前年対比(%)
年度末給水人口	人	31,209	30,666	543	101.8
年度末給水区域内人口	人	31,551	31,008	543	101.8
普及率	%	98.90	98.90	0	100.0
年度末給水栓数	栓	11,602	11,369	233	102.0
配水量総数	m ³	4,757,050	4,885,120	△ 128,070	97.4
配水量1日平均	m ³	13,033	13,347	△ 314	97.6
配水量1日最大	m ³	17,680	17,589	91	100.5
有収水量年間	m ³	3,501,213	3,592,044	△ 90,831	97.5
有収水量1日平均	m ³	9,592	9,814	△ 222	97.7
有収率	%	73.60	73.53	0.07	100.1
給水戸数	戸	10,335	10,066	269	102.7
供給単価	円	141.21	111.84	29.37	126.3
給水原価	円	168.57	123.46	45.11	136.5

平成20年度の配水量総数は、4,757,050m³であり、1日当たりの平均配水量は13,033m³であった。これを前年度と比較すると、配水量総数は128,070m³、1日当たり平均配水量は314m³、いずれも減少している。これに対し、1日最大配水量が91m³増加しているのは、天候などの理由で一時的に使用量が増加した日があったことによるものと考えられる。なお、年度末の給水戸数は10,335戸で、前年度と比べ269戸増加、給水人口は31,209人で、前年度に比べ543人増加している。

有収率は73.60%で、前年度と比較すると0.07ポイントと僅かではあるが改善されている。

供給単価は29.37%、給水原価は45.11%とともに上昇している。これは有収水量の減少や経常経費の増加を原因とするものである。

今後の水需要を考えると、老朽本管の敷設替えを年度計画で進め有収率を上げるとともに、なお一層の経費節減、安全・安心な飲料水の安定供給に努めてもらいたい。

(2) 予算執行状況

予算に対する決算状況

○収益的収支

収益的収入 (単位：円，%)

科目	区分	予算現額	決算額	対予算現額収入率
水道事業収益		639,053,000	632,059,860	98.9
営業収益		540,089,000	532,398,580	98.6
営業外収益		98,964,000	99,661,280	100.7

収益的収入は、予算現額639,053,000円に対し、決算額は632,059,860円であった。予算現額に対する収入率は、98.9%となっている。

収益的支出 (単位：円，%)

科目	区分	予算現額	決算額	翌年度繰越額※	不用額	執行率
水道事業費用		638,098,000	615,312,992	0	22,785,008	96.4
営業費用		579,445,000	558,548,231	0	20,896,769	96.4
営業外費用		57,740,000	56,408,399	0	1,331,601	97.7
予備費		500,000	0	0	500,000	0.0
特別損失		413,000	356,362	0	56,638	86.3

※翌年度繰越額は、地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額である。

収益的支出は、予算現額638,098,000円に対し、決算額は615,312,992円であった。執行率は96.4%となっている。

○資本的収支

資本的収入

(単位：円，%)

科目	区分	予現算額	決算額	対予算現額収入率
資本的収入		307,962,000	367,306,320	119.3
企業債		239,900,000	293,700,000	122.4
負担金		13,755,000	11,676,000	84.9
国庫補助金		29,250,000	32,482,000	111.0
補償工事負担金		25,057,000	29,448,320	117.5

資本的収入は、予算現額307,962,000円に対し、決算額は367,306,320円である。予算現額に対する収入率は119.3%である。

資本的支出

(単位：円，%)

科目	区分	予算現額	決算額	翌年度繰越額※	不用額	執行率
資本的支出		583,951,000	556,566,850	0	27,384,150	95.3
建設改良費		398,716,000	371,332,476	0	27,383,524	93.1
企業債償還額		185,235,000	185,234,374	0	626	100.0

※翌年度繰越額は、地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額である。

資本的支出は、予算現額583,951,000円に対し、決算額は556,566,850円であった。執行率は95.3%である。

資本的収入が資本的支出に不足する額189,260,530円は、損益勘定留保資金等で補てんされている。

建設改良費の主なものは、国庫補助事業として行なった簡易水道統合整備事業（旧山梨市簡易水道地域）、残存の石綿管から耐震管に敷設替えする石綿管更新事業を実施した。また、配水管敷設替え工事11路線、減圧弁取替え工事や配水管拡張工事など水圧改善と漏水防止に取り組んだ。

企業債は、建設改良費に充てるため、新規に293,700,000円を発行している。期首未償還残額1,938,852,953円のうち185,234,374円を償還したが、新規発行債を加え、期末未償還残額は2,047,318,579円となっている。

(3) 損益計算書

損益計算書比較表

(単位：円，%)

区分	年度	平成20年度	平成19年度	対前年度比較	
				増減額	増減率
収益	水道事業収益	607,285,598	415,901,425	191,384,173	146.0
	営業収益	507,823,458	410,841,944	96,981,514	123.6
	営業外収益	99,462,140	5,059,481	94,402,659	1,965.9
費用	水道事業費用	605,104,407	456,537,748	148,566,659	132.5
	営業費用	545,572,702	401,978,881	143,593,821	135.7
	営業外費用	59,175,343	54,197,588	4,977,755	109.2
	特別損失	356,362	361,279	△ 4,917	98.6
当年度純利益		2,181,191	△ 40,636,323	42,817,514	

損益計算は、水道事業収益607,285,598円に対して、水道事業費用は605,104,407円で、当年度純利益は2,181,191円であった。

(4) 財政状況

- ①資産 本年度末の資産合計は5,581,762,707円で、前年度に比べ117,665,793円(2.2%)増加している。内訳は、固定資産が5,009,596,697円で前年度に比べ173,450,930円(3.6%)の増加、流動資産が572,166,010円で前年度に比べ55,785,137円(8.9%)の減少となっている。
- ②負債 負債総額は77,383,655円で、前年度に比べ63,256,389円(45.0%)減少している。内訳は、固定負債が68,261,493円で、前年度と同額だが、流動負債が9,122,162円で、前年度に比べ63,256,389円(87.4%)減少している。
- ③資本 資本総額は5,504,379,052円で、前年度に比べ180,922,182円(3.4%)増加している。内訳は、資本金が3,436,456,991円で、前年度に比べ108,465,626円(3.3%)、剰余金が2,067,922,061円で、前年度に比べ72,456,556円(3.6%)それぞれ増加している。

2 病院事業会計

(1) 業務実績

平成17年4月に指定管理者制度を導入し病院事業会計を廃止したが、総務省の指導により平成20年度より再設置した会計である。会計の概要は、企業債償還金及び施設の修繕費である。

(2) 予算執行状況

予算に対する決算状況

○収益的収支

収益的収入

(単位：円，%)

科目	区分	予算現額	決算額	対予算現額収入率
病院事業収益		5,851,000	5,857,940	100.1
医業収益		0	0	0.0
医業外収益		5,851,000	5,857,940	100.1

収益的収入は、予算現額5,851,000円に対し、決算額は5,857,940円であった。予算現額に対する収入率は100.1%となっている。

収益的支出

(単位：円，%)

科目	区分	予算現額	決算額	翌年度繰越額※	不用額	執行率
病院事業費用		5,851,000	5,850,034	0	966	100.0
医業費用		4,793,000	4,792,215	0	785	100.0
医業外費用		1,058,000	1,057,819	0	181	100.0
予備費		0	0	0	0	0.0
特別損失		0	0	0	0	0.0

※翌年度繰越額は、地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額である。

収益的支出は、予算現額5,851,000円に対し、決算額は5,850,034円であった。執行率は100.0%となっている。

○資本的収支

資本的収入

(単位：円，%)

科目	区分	予現算額	決算額	対予算現額収入率
資本的収入		18,351,000	18,351,000	100.0
他会計からの補助金		18,351,000	18,351,000	100.0

資本的収入は、予算現額18,351,000円に対し、決算額は同額である。予算現額に対する収入率は100.0%である。

資本的支出

(単位：円，%)

科目	区分	予算現額	決算額	翌年度繰越額※	不用額	執行率
資本的支出		23,144,000	23,143,215	0	785	100.0
建設改良費		2,793,000	2,793,000	0	0	100.0
企業債償還額		20,351,000	20,350,215	0	785	100.0

※翌年度繰越額は、地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額である。

資本的支出は、予算現額23,144,000円に対し、決算額は23,143,215円であった。執行率は100.0%である。

資本的収入が資本的支出に不足する額4,792,215円は、損益勘定留保資金等で補てんされている。

建設改良費は、30床すべてへのナースコール設備費である。

(3) 損益計算書

損益計算は、病院事業収益5,857,940円に対して、病院事業費用は5,850,034円で、当年度純利益は7,906円であった。

(4) 財政状況

①資産 本年度末の資産合計は419,087,509円であった。内訳は、固定資産が419,079,603円、流動資産が7,906円である。

②負債 負債総額はなかった。

③資本 資本総額は419,087,509円である。内訳は、資本金が458,568,493円、欠損金が39,480,984円である。

第3 審査意見

1 水道事業

本年度決算における収益的収支では、2,181,191円の純利益を生じている。これは当年度未処分利益剰余金と同額である。

供給単価は141.21円となり、給水原価は168.57円である。経営面において創意工夫を図り、経常経費の節減に努められたい。

また、有収率は前年度に比べ0.07ポイント改善されてはいるが73.60%であるので、今後も老朽化した水道管などの敷設替えを推進し、漏水防止に務め、有収率の向上を図られたい。

今後も水需要の的確な見通しを立て、適正料金で、安全でおいしい水道水が安定供給されるよう努力をお願いしたい。

2 病院事業

平成17年4月より指定管理者制度を導入しているため、当会計については企業債償還金及び協定書に基づく施設修繕等が主な内容であった。

今後も指定管理者である山梨厚生病院との連携のもと、十分な医療提供を図り、地域医療の拠点として住民サービスに努められたい。